



## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 に係る補正予算の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活に困窮する世帯に対し、就労等につなげていくまでの新たな支援策として、速やかに「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給できるよう、令和3年6月25日付けで補正予算を専決処分した。

### 1 給付対象等

- (1) 対象世帯 総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯 等
- (2) 対象要件
- ① 収入要件：月額収入が次の額以下であること  
1人世帯：11.9万円，2人世帯：17.2万円，  
3人以上世帯：21.8万円
  - ② 資産要件：預貯金額等が次の額以下であること  
1人世帯：50.4万円，2人世帯：78万円，  
3人以上世帯：100万円
  - ③ 求職活動等の実施：ハローワークでの相談や応募・面接等
- (3) 支給額（月額） 1人世帯：6万円，2人世帯：8万円，3人以上世帯：10万円
- (4) 支給期間 3ヶ月間（毎月，求職活動等の実施を確認）
- (5) 申請受付期間 7月1日～8月31日 ※対象者へは個別に郵送で案内

### 2 事業費 38,000千円

給付金合計 36,240千円

事務費合計 1,760千円

財源は、全額国庫補助金

### 3 給付金内訳

(単位：円)

	対象世帯見込数	月額	支給月数	支給見込額
1人世帯	53	60,000	3	9,540,000
2人世帯	40	80,000		9,600,000
3人以上世帯	57	100,000		17,100,000
合計	150			36,240,000

### 4 支給時期

申請書の受領後，直ちに内容を審査し，速やかに支援金を支給